

令和2年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和2年11月6日(金) 午後1時30分～午後2時21分

2. 場 所 竹田市役所3階会議室3・4

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一、7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第85号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	7件
議案第86号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第87号 農用地利用集積計画の承認について	36件
議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第90号 非農地証明について	6件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、13人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9番 本郷 敦子委員、10番 麻生 章治委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第19号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、4件ありましたので報告します。

なお、1番及び3番、4番の案件は、議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものでございます。

続きまして、報告第20号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、4件ありましたので報告いたします。

議長

報告事項について、質問質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項については終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第85号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	7件
議案第86号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第87号 農用地利用集積計画の承認について	36件
議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第90号 非農地証明について	6件

以上、62件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議事参与に該当する案件については、その議事の最初に行いますのでご了承ください。

議長

議案第85号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第85号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、5年1ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2 番及び3 番、5 番から7 番の案件は、1 0 年1 ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。
4 番の案件については、1 0 年1 ヶ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第8 5 号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第8 5 号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第8 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第8 6 号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先の議案第8 5 号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第8 6 号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による5 年1 ヶ月間及び1 0 年1 ヶ月間の賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1 番から3 番及び5 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。
選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。
4 番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。
選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第8 6 号について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第8 6 号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午後1時38分)

議長

再開します。

(午後1時38分)

続いて、議案第87号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。26番の案件について、2番 山村徹委員は、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

ここで、休憩します。

(午後1時39分)

議長

再開します。

(午後1時39分)

議案第87号の26番の説明を、事務局に求めます。

事務局

26番の借り手は、認定農業者である山村徹氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第87号の26番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号の26番の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

2番 山村徹委員は、ご着席ください。

(午後1時42分)

ここで、休憩します。

議長

(午後1時42分)

再開いたします。

議案第87号の1番から25番、27番から36番の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年4ヶ月間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作・野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番から24番及び27番、28番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3番及び4番、6番から12番、14番、23番、27番は10年2ヶ月間の賃貸借、新規設定、5番、15番から22番、24番、28番は5年2ヶ月間の賃貸借、新規設定、13番は10年2ヶ月の使用貸借、新規設定です。

25番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

29番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

31番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。労力2人、花き中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

32番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。労力5人、野菜栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

33番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

34番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

35番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

36番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第87号の1番から25番、27番から36番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第87号の1番から25番、27番から36番については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

6番及び7番の案件について、11番 工藤明秀委員は、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

ここで、休憩します。 (午後1時46分)

議長

再開します。 (午後1時46分)

議案第88号の6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第88号の6番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字古園○○○○番 外2筆 田3筆 合計面積1,356平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、31,196平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第88号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター4台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、畜産経営の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第88号の7番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字

長湯字辻〇〇〇〇番 外2筆 田2筆、畑1筆 合計面積3,304平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、37,807.55平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第88号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機2台、コンバイン2台（うち共有2台）を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、担当委員による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第88号の6番及び7番について、これを許可することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第88号の6番及び7番については、これを許可することに決定いたします。

議長

11番 工藤明秀委員は、ご着席ください。

ここで、休憩します。

（午後1時50分）

議長

再開します。

（午後1時50分）

議案第88号の1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第88号の1番の案件は譲渡人 〇〇〇〇氏から譲受人 〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字平田字河井迫〇〇〇〇番 畑1筆 面積4,502平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、10,136平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第88号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台です。野菜・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第88号の2番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字倉木字瀬口○○○○番 外1筆 田1筆、畑1筆合計面積2,590.52平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、26,810.52平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第88号の2番の調査報告をいたします。19号の1番の案件で、契約の解除から贈与になっています。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台（リース）を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えられます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第88号の3番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町仏面字仏面○○○○番 外3筆 畑4筆 合計面積7,620平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,417平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1 番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番 後藤善徳委員

議案第 88 号の 3 番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は 1 名です。農機具は、トラクター 1 台、共同所有のコンバイン 1 台を所有しており、稲作野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 88 号の 4 番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字桐迫前○○○○番 外 3 筆 田 4 筆 合計面積 4,380 平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、29,102 平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8 番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8 番 工藤一美委員

議案第 88 号の 4 番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は 1 名です。農機具は、トラクター 1 台、耕運機 1 台、を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 88 号の 5 番の案件は譲渡人 持分 5 分の 1 を所有する ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字白丹町○○○○番 外 1 筆 畑 2 筆 合計面積 1,011 平方メートルを所有権移転するものです。これにより、○○○○氏の 1 人所有となります。譲受人の経営規模は、3,658 平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第88号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、耕運機1台、ハーベスタ1台、バインダー1台、田植え機は共有で1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第88号の1番から5番について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第88号の1番から5番について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第88号1番から5番については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議題第89号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第89号の1番の案件は、申請地 竹田市大字拝田原字稻荷山〇〇〇〇番 面積1,269平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、駐車場です。転用者は、神社の代表者です。神社は山の中腹にあり、足の不自由な方などの駐車場があまりないため、大型バスも含めた駐車場を計画したものです。雨水については、既存側溝へ流す計画で、市の建設課との協議済みです。

工事期間は、令和2年12月1日から令和2年12月30日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第89号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

現今、議案第89号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

途中まで大型が上げれる道がありますか。

10番 麻生章治委員

下から入られます。大型バスが通れる広い道があります。上にも駐車場がありますが、カーブがきついでそこをまっすぐ入って、今回申請する場所に駐車するというところでございます。

3番 長野幸生委員

駐車場用地になるのですね。契約の期限はいつまでですか。

事務局

契約は、〇〇〇〇とのことです。将来的には、〇〇〇〇が、〇〇〇〇になると聞いています。今回は、賃貸借という形でやりたいとのことです。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第89号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号については、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第90号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第90号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字植木字長慶○○○○番 登記地目 畑1筆 面積177平方メートルは、獣害がひどく平成12年頃から農地の管理ができなくなり、近くの集会場に駐車スペースがあまりないので、駐車場に使うためコンクリート舗装をしました。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第90号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字玉来字上ノ迫○○○○番 登記地目 畑1筆 面積186平方メートルは、昭和32年に相続により所有することになりましたが、県外に居住しているため農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第90号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字倉木字瀬口○○○○番 登記地目 畑1筆 面積62平方メートルは、両親が体を壊し平成5年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えられます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第90号の4番の案件は、相続人の○○○○氏が申請する、申請地 竹田市荻町田代字下原○○○○番 外2筆 登記地目 田3筆 合計面積2,446平方メートルは、昭和46年頃減反でスギを植林しました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第90号の5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市久住町大字久住字皆木字土○○○○番 外1筆 登記地目 田1筆、畑1筆 合計面積2,144平方メートルは、周囲を山に囲ま

れ獣害がひどいため、平成11年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第90号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏、○○○○氏が共同で所有する、申請地 竹田市久住町大字白丹字小園久保○○○○番 登記地目 畑1筆 面積13平方メートルは、道路改修により残地となった土地で、面積が極端に狭いため平成12年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第90号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

4番ですが、始末書はいらないのではないですか。なぜかという、農政課が植えてよいということで推進した結果ではないのですか。顛末書で良いのではないですか。

事務局

確かに昭和44年から国策としての減反政策の中で、水田に杉を植えれば転作奨励金が出ますよということとで旧市町で推進した経過がございます。そのことを考慮すると長野委員ご指摘の通り、顛末書でも良いのではないかと考えますが、慎重を期するため大分県の見解や県内他市の状況を調査したうえで、来月の総会で報告したいと思います。

3番 長野幸生委員

わかりました。

高収益作物次期作支援交付金の申請のため、貸し借りの契約を結ぶ案件が出ていますが、土地が相続されていない場合はどうなるのですか。

事務局

平成30年の農業経営基盤強化促進法の改正で、2分の1を超える共有持分権者の同意があれば、20年を超えない利用権設定ができることになりました。例えば、5人お子様がいた場合は3人の同意を、4人いる場合は2人だと2分の1を超えないので3人の同意をお願いしています。

書類を提出する場合は、相関図を作成の上、2分の1を超える共有持分権者の同意書を利用権設定申出書及び各筆明細書と一緒に提出してもらうようにしています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第90号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第12回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。
(午後2時21分)

【閉会:午後2時21分】

令和2年11月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....